

別紙第3

職員の勤務時間の改定に関する勧告

次の事項を実現するため、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号）を改正することを勧告する。

1 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正

(1) 1週間の勤務時間

ア 職員の勤務時間は、1週間当たり38時間45分とすること。

イ 再任用短時間勤務職員の勤務時間は、アにかかわらず、1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、各省各庁の長が定めること。

(2) 勤務時間の割振り

各省各庁の長は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

(3) 船員の勤務時間の特例

各省各庁の長は、船舶に乗り組む職員（再任用短時間勤務職員を除く。）について、人事院と協議して、(1)のアの勤務時間を1週間当たり1時間15分を超えない範囲内において延長することができる。この場合

において、各省各庁の長は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のあるときを除き、1日につき7時間45分にその延長した時間の5分の1を超えない範囲内において各省各庁の長が定める時間を加えた時間の勤務時間を割り振るものとする。

なお、週休日の振替等に関する特例は、廃止すること。

2 一般職の職員の給与に関する法律の改正

再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日のうち休日給が支給されることとなる日以外の日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、超過勤務手当の支給割合を100分の100とする勤務は、正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務とすること。

3 国家公務員の育児休業等に関する法律の改正

(1) 育児短時間勤務の勤務の形態

育児短時間勤務の勤務の形態は、次のとおりとすること。なお、これに伴い、所要の経過措置を講ずること。

ア 日曜日及び土曜日を週休日とし、週休日以外の日において1日につき3時間55分勤務すること。

イ 日曜日及び土曜日を週休日とし、週休日以外の日において1日につき4時間55分勤務すること。

ウ 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を週休日とし、週休日以外の日において1日につき7時間45分勤務すること。

エ 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日

を週休日とし、週休日以外の日のうち、2日については1日につき7時間45分、1日については1日につき3時間55分勤務すること。

オ アからエまでに掲げるもののほか、1週間当たりの勤務時間が19時間25分から24時間35分までの範囲内の時間となるように人事院規則で定める勤務の形態

(2) 育児短時間勤務職員の並立任用

育児短時間勤務職員の並立任用は、育児短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間が1の(1)のアの勤務時間のおおむね2分の1に相当する時間として人事院規則で定める時間である場合に行うことができるものとする。

(3) 他の法律の適用の特例

ア 育児短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日のうち休日給が支給されることとなる日以外の日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、超過勤務手当の支給割合を100分の100とする勤務は、正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務とすること。

イ 任期付短時間勤務職員の勤務時間は、1週間当たり10時間から19時間20分までの範囲内で、人事院規則の定めるところにより、各省各庁の長が定めること。

4 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の改正

第1号任期付研究員が裁量による勤務をする場合には、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振られたものとみなすこと。

5 改定の実施時期

この改定は、平成21年4月1日から実施すること。